

『ユーリカ民法2 物権・担保物権』第1刷(2018年4月1日発行)において、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

正 誤 表

	誤	正
目次 xii頁	第2編	第2部
81頁 下から4行目以下	自主占有とは、自分が <u>所有権等の本権</u> を持っていることにより、物を占有していることをいい、他主占有とは、 <u>自分以外の者が所有権等の本権を持っていることを前提に、その者のために物を占有していることをいう。</u>	自主占有とは、自分が <u>所有の意思</u> をもって物を占有していることをいい、 <u>それ以外の占有を「他主占有」という。</u>
82頁 下から1行目 83頁 上から1行目、4行目、9行目	<u>代理</u> 占有人	占有代理人
92頁 下から8行目	本件 <u>の</u> 訴え	本権 <u>の</u> 訴え
118頁 上から7行目	▶▶▶2 相当期間の使用 <u>停止</u>	▶▶▶2 相当期間の使用 <u>禁止</u>
129頁 下から8行目	小作料の免除や減額 <u>を</u> 請求	小作料の免除や減額 <u>の</u> 請求
150頁 下から8～9行目	少額の被担保債権に対し、過大な価額の物が占有されている場合は、債務者にとって <u>都合</u> である。	少額の被担保債権に対し、過大な価額の物が占有されているのは、債務者として <u>も</u> 都合であるからである。
156頁 下から2行目	動産競売 <u>を</u> 申立ては、	動産競売 <u>の</u> 申立ては、
162頁 上から6～7行目	目的物の特定 <u>し</u> なければ	目的物の特定 <u>を</u> しなければ
176頁 下から3行目～4行目	昭和53 (1978) 年	昭和54 (1979) 年
205頁 下から11行目	原抵当権の債務者等は、 <u>原</u> 抵当権の	原抵当権の債務者等は、 <u>転</u> 抵当権の
205頁 下から10行目	<u>原</u> 抵当権を消滅させ、	<u>転</u> 抵当権を消滅させ、
207頁 下から13行目	Cの被担保債権は <u>200</u> 万円	Cの被担保債権は <u>2000</u> 万円
214頁 上から16行目	権利 <u>して</u>	権利 <u>として</u>